

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和39年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(同一人に対する信用供与等限度額超過の承認申請)</p> <p>第1条の5 組合は、<u>法第11条の4第1項ただし書</u>の規定により同一人に対する信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしようとするときは、信用供与等限度額超過承認申請書（様式第1号の7）に信用供与等限度額超過内訳表（様式第1号の8）を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>(同一人に対する信用供与等限度額超過の承認申請)</p> <p>第1条の5 組合は、<u>法第11条の8第1項ただし書</u>の規定により同一人に対する信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしようとするときは、信用供与等限度額超過承認申請書（様式第1号の7）に信用供与等限度額超過内訳表（様式第1号の8）を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p>
<p>(<u>共済規程の設定、変更又は廃止の承認申請等</u>)</p>	<p>(<u>共済規程の設定、変更又は廃止の承認申請等</u>)</p>
<p>第2条 組合は、<u>法第11条の7第1項</u>の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、共済規程設定承認申請書（様式第2号）を所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>第2条 組合は、<u>法第11条の17第1項</u>の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、共済規程設定承認申請書（様式第2号）を所管する局長に提出しなければならない。</p>
<p>2 組合は、<u>法第11条の7第3項</u>の規定により共済規程の変更の承認を申請しようとするときは、共済規程変更承認申請書（様式第2号の2）を所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>2 組合は、<u>法第11条の17第3項</u>の規定により共済規程の変更の承認を申請しようとするときは、共済規程変更承認申請書（様式第2号の2）を所管する局長に提出しなければならない。</p>
<p>3 組合は、<u>法第11条の7第3項</u>の規定により共済規程の廃止の承認を申請しようとするときは、共済規程廃止承認申請書（様式第3号）を所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>3 組合は、<u>法第11条の17第3項</u>の規定により共済規程の廃止の承認を申請しようとするときは、共済規程廃止承認申請書（様式第3号）を所管する局長に提出しなければならない。</p>
<p>4 組合は、<u>法第11条の7第4項</u>の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、共済規程変更届（様式第3号の2）を所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>4 組合は、<u>法第11条の17第4項</u>の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、共済規程変更届（様式第3号の2）を所管する局長に提出しなければならない。</p>
<p>(<u>信託規程の設定、変更又は廃止の承認申請</u>)</p>	<p>(<u>信託規程の設定、変更又は廃止の承認申請等</u>)</p>
<p>第4条 農業協同組合（県の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下同じ。）は、<u>法第11条の23第1項</u>の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、信託規程設定承認申請書（様式第4号）を所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>第4条 農業協同組合（県の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下同じ。）は、<u>法第11条の42第1項</u>の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、信託規程設定承認申請書（様式第4号）を所管する局長に提出しなければならない。</p>
<p>2 農業協同組合は、<u>法第11条の23第3項</u>の規定により信託規程の変更の承認を申請しようとするときは、信託規程変更承認申請書（様式第5号）を所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>2 農業協同組合は、<u>法第11条の42第3項</u>の規定により信託規程の変更の承認を申請しようとするときは、信託規程変更承認申請書（様式第5号）を所管する局長に提出しなければならない。</p>
<p>3 農業協同組合は、<u>法第11条の23第3項</u>の規定により信託規程の廃止の承認を申請しようとするときは、<u>信託規程廃止承認申請書</u>（様式第6号）を所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>3 農業協同組合は、<u>法第11条の42第4項</u>の規定により信託規程の<u>変更又は廃止の届出をしようとするときは、信託規程変更（廃止）届</u>（様式第6号）を所管する局長に提出しなければならない。</p>

(検査役等の選任の申立て等)

第5条 法第11条の26の規定により、次に掲げる申立て等を行う者は、信託法に基づく申立書(様式第7号)を所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

(宅地等供給事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認申請)

第8条 組合は、法第11条の29第1項の規定により宅地等供給事業実施規程の承認を申請しようとするときは、宅地等供給事業実施規程設定承認申請書(様式第11号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 組合は、法第11条の29第3項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更の承認を申請しようとするときは、宅地等供給事業実施規程変更承認申請書(様式第12号)を所管する局長に提出しなければならない。

3 組合は、法第11条の29第3項の規定により宅地等供給事業実施規程の廃止の承認を申請しようとするときは、宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書(様式第13号)を所管する局長に提出しなければならない。

(農業経営規程の設定、変更又は廃止の承認申請)

第8条の2 組合は、法第11条の32第1項の規定により農業経営規程の承認を申請しようとするときは、農業経営規程設定承認申請書(様式第14号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 組合は、法第11条の32第3項の規定により農業経営規程の変更の承認を申請しようとするときは、農業経営規程変更承認申請書(様式第15号)を所管する局長に提出しなければならない。

3 組合は、法第11条の32第3項の規定により農業経営規程の廃止の承認を申請しようとするときは、農業経営規程廃止承認申請書(様式第16号)を所管する局長に提出しなければならない。

(解散認可の申請)

第12条 組合は、法第64条第2項の規定により解散の議決の認可を申請しようとするときは、解散認可申請書(様式第21号)を局長等に提出しなければならない。

(合併に伴う信用事業規程等の承認申請)

第14条 [略]

2 設立委員は、法第11条の7第1項の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う共済規程設定承

(検査役等の選任の申立て等)

第5条 法第11条の45の規定により、次に掲げる申立て等を行う者は、信託法に基づく申立書(様式第7号)を所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

(宅地等供給事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認申請等)

第8条 組合は、法第11条の48第1項の規定により宅地等供給事業実施規程の承認を申請しようとするときは、宅地等供給事業実施規程設定承認申請書(様式第11号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 組合は、法第11条の48第3項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更の承認を申請しようとするときは、宅地等供給事業実施規程変更承認申請書(様式第12号)を所管する局長に提出しなければならない。

3 組合は、法第11条の48第4項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出をしようとするときは、宅地等供給事業実施規程変更(廃止)届(様式第13号)を所管する局長に提出しなければならない。

(農業経営規程の設定、変更又は廃止の承認申請等)

第8条の2 組合は、法第11条の51第1項の規定により農業経営規程の承認を申請しようとするときは、農業経営規程設定承認申請書(様式第14号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 組合は、法第11条の51第3項の規定により農業経営規程の変更の承認を申請しようとするときは、農業経営規程変更承認申請書(様式第15号)を所管する局長に提出しなければならない。

3 組合は、法第11条の51第4項の規定により農業経営規程の変更又は廃止の届出をしようとするときは、農業経営規程変更(廃止)届(様式第16号)を所管する局長に提出しなければならない。

(解散認可の申請)

第12条 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合は、法第64条第2項の規定により解散の議決の認可を申請しようとするときは、解散認可申請書(様式第21号)を局長等に提出しなければならない。

(合併に伴う信用事業規程等の承認申請)

第14条 [略]

2 設立委員は、法第11条の17第1項の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う共済規程設定承

認申請書（様式第24号）を所管する局長に提出しなければならない。

3 設立委員は、法第11条の23第1項の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う信託規程設定承認申請書（様式第25号）を所管する局長に提出しなければならない。

4 設立委員は、法第11条の29第1項の規定により宅地等供給事業実施規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う宅地等供給事業実施規程設定承認申請書（様式第26号）を所管する局長に提出しなければならない。

5 設立委員は、法第11条の32第1項の規定により農業経営規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う農業経営規程設定承認申請書（様式第27号）を所管する局長に提出しなければならない。

（農事組合法人の定款変更、成立、解散、合併又は組織変更の届出）

第15条 農事組合法人（県の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下同じ。）は、法第72条の13第2項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、農事組合法人定款変更届（様式第28号）を所管する局長に提出しなければならない。

2 農事組合法人は、法第72条の16第4項の規定により成立の届出をしようとするときは、農事組合法人成立届（様式第29号）に農事組合法人調書（様式第30号）を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

3 農事組合法人は、法第72条の17第2項の規定により解散の届出をしようとするときは、農事組合法人解散届（様式第31号）を所管する局長に提出しなければならない。

4 農事組合法人は、法第72条の18第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、農事組合法人合併届（様式第32号）を所管する局長に提出しなければならない。

5 農事組合法人は、法第73条の12の規定により組織変更の届出をしようとするときは、農事組合法人組織変更届（様式第33号）を所管する局長に提出しなければならない。

（農事組合法人の組合員の一時理事の職務を行うべき者の選

認申請書（様式第24号）を所管する局長に提出しなければならない。

3 設立委員は、法第11条の42第1項の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う信託規程設定承認申請書（様式第25号）を所管する局長に提出しなければならない。

4 設立委員は、法第11条の48第1項の規定により宅地等供給事業実施規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う宅地等供給事業実施規程設定承認申請書（様式第26号）を所管する局長に提出しなければならない。

5 設立委員は、法第11条の51第1項の規定により農業経営規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う農業経営規程設定承認申請書（様式第27号）を所管する局長に提出しなければならない。

（農事組合法人の定款変更、成立、解散又は合併の届出）

第15条 農事組合法人（県の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下同じ。）は、法第72条の29第2項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、農事組合法人定款変更届（様式第28号）を所管する局長に提出しなければならない。

2 農事組合法人は、法第72条の32第4項の規定により成立の届出をしようとするときは、農事組合法人成立届（様式第29号）に農事組合法人調書（様式第30号）を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

3 農事組合法人は、法第72条の34第2項の規定により解散の届出をしようとするときは、農事組合法人解散届（様式第31号）を所管する局長に提出しなければならない。

4 農事組合法人は、法第72条の35第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、農事組合法人合併届（様式第32号）を所管する局長に提出しなければならない。

（組織変更の届出）

第15条の2 出資組合（法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合を除く。）又は出資農事組合法人は、法第73条の10の規定により組織変更の届出をしようとするときは、出資組合（出資農事組合法人）組織変更届（様式第33号）を所管する局長に提出しなければならない。

（農事組合法人の組合員の一時理事の職務を行うべき者の選

任請求)

第16条 第9条の規定は、農事組合法人の組合員又は利害関係人が法第72条の12の6の規定により、一時理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとする場合に準用する。

(検査の請求及び議決、選挙又は当選の取消請求)

第17条 [略]

2 組合員は、法第96条に規定する議決(創立総会における議決を含む。)又は選挙若しくは当選の取消しを請求しようとするときは、議決(選挙、当選)取消請求書(様式第35号)を局長等に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、県の区域を地区とする農業協同組合連合会(以下「県区域の農業協同組合連合会」という。)又は農業協同組合中央会(以下「中央会」という。)の会員が、検査の請求及び議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとする場合に準用する。

(代表理事等に関する届出)

第21条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、組合が法第30条第12項の規定による監事若しくは常勤の監事を定めた場合又はそれらの者が退任した場合に準用する。

4 法第30条の2第3項の組合にあつては、第1項及び第2項の規定は、経営管理委員を定めた場合又はそれらの者が退任した場合に準用する。

(登記に関する報告)

第26条 組合は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その日から2週間以内に、その旨を記載した書類に当該各号に掲げる書類を添えて、局長等に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 解散の登記をしたとき(法第64条第1項第2号、第3号、第4号及び同条第4項の規定により解散した場合を除く。)登記事項証明書(解散年月日並びに代表清算人の氏名及び住所を記載したもの。次条第1項第2号において同じ。)

2 [略]

(解散届)

第27条 組合は、法第64条第1項第3号、第4号又は同条第4項の規定により解散したときは、2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を局長等に届け出なければならない。

(1)~(4) [略]

任請求)

第16条 第9条の規定は、農事組合法人の組合員又は利害関係人が法第72条の22の規定により、一時理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとする場合に準用する。

(検査の請求及び決議、選挙又は当選の取消請求)

第17条 [略]

2 組合員は、法第96条に規定する決議(創立総会における決議を含む。)又は選挙若しくは当選の取消しを請求しようとするときは、決議(選挙、当選)取消請求書(様式第35号)を局長等に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、県の区域を地区とする農業協同組合連合会の会員が、検査の請求及び決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとする場合に準用する。

(代表理事等に関する届出)

第21条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、組合が法第30条第14項の規定による監事若しくは常勤の監事を定めた場合又はそれらの者が退任した場合に準用する。

4 法第30条の2第5項の組合にあつては、第1項及び第2項の規定は、経営管理委員を定めた場合又はそれらの者が退任した場合に準用する。

(登記に関する報告)

第26条 組合は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その日から2週間以内に、その旨を記載した書類に当該各号に掲げる書類を添えて、局長等に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 解散の登記をしたとき(法第64条第1項第2号、第3号及び第4号並びに同条第5項の規定により解散した場合を除く。)登記事項証明書(解散年月日並びに代表清算人の氏名及び住所を記載したもの。次条第1項第2号において同じ。)

2 [略]

(解散届)

第27条 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合は、法第64条第1項第3号若しくは第4号又は同条第5項の規定により解散したときは、2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を局長等に届け出なければならない。

(1)~(4) [略]

(5) 法第64条第1項第3号の規定による解散の場合にあっては破産手続開始決定裁判書の謄本、法第64条第4項の規定による解散の場合にあっては解散当時の正組員数についての監事の証明書

2 法第10条第1項第10号の事業(以下「共済事業」という。)又は法第10条第3項の事業(以下「信託事業」という。)を行う組合が法第64条第1項第3号、第4号又は法第64条第4項の規定により解散したときは、前項の届書に、前項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 共済事業を行う組合にあっては、届出の時の共済契約保有高及びその処理計画

(2) [略]

(代表清算人等の就職届)

第28条 組合又は農事組合法人は、法第95条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく代表清算人(農事組合法人にあっては、清算人。以下同じ。)の就職登記を行い、その登記終了後2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を局長等に届け出なければならない。

(1) [略]

(2) 前条第1項第3号及び第4号に掲げる書類

2 共済事業又は信託事業を行う組合が法第95条の2の規定により解散を命ぜられたときは、前項の届書に前項に規定する書類のほか、前条第2項第1号又は第2号に掲げる書類を添えなければならない。

(書類の提出)

第34条 [略]

(書類の経由)

第35条 県区域の農業協同組合連合会及び中央会が法の規定により主務大臣に提出する書類は、知事を経由しなければならない。

(5) 法第64条第1項第3号の規定による解散の場合にあっては破産手続開始決定裁判書の謄本、同条第5項の規定による解散の場合にあっては解散当時の正組員数についての監事の証明書

2 法第10条第1項第10号の事業又は同条第3項の事業(以下「信託事業」という。)を行う組合が法第64条第1項第3号若しくは第4号又は同条第5項の規定により解散したときは、前項の届出書に、同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 法第10条第1項第10号の事業を行う組合にあっては、届出の時の共済契約保有高及びその処理計画

(2) [略]

3 組合(第1項の組合を除く。次条において同じ。)は、法第64条第1項第1号又は第5項の規定により解散したときは、2週間以内に第1項第1号から第4号までに掲げる書類及び解散当時の正組員数についての監事の証明書(同条第5項の規定による解散の場合に限る。)を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

(継続届)

第27条の2 組合は、法第64条の3第1項の規定により継続したときは、2週間以内に総会の議事録の謄本又は抄本を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

(代表清算人等の就職届)

第28条 組合又は農事組合法人は、法第95条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく代表清算人(農事組合法人にあっては、清算人。以下同じ。)の就職登記を行い、その登記終了後2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を局長等に届け出なければならない。

(1) [略]

(2) 第27条第1項第3号及び第4号に掲げる書類

2 法第10条第1項第10号の事業又は信託事業を行う組合が法第95条の2の規定により解散を命ぜられたときは、前項の届出書に、同項に規定する書類のほか、第27条第2項第1号又は第2号に掲げる書類を添えなければならない。

(書類の提出)

第34条 [略]

様式第1号の2（第1条の4関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(3) [略]

(4) 信用事業方法書を定めている組合にあつては、当該信用事業方法書の謄本及び当該信用事業方法書を議決した理事会の議事録の謄本又は抄本

(5) [略]

[略]

様式第1号の3（第1条の4関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(3) [略]

(4) 信用事業方法書を定めている組合にあつては、当該信用事業方法書の謄本及び当該信用事業方法書を議決した理事会の議事録の謄本又は抄本

(5) [略]

[略]

様式第1号の7（第1条の5関係）

[略]

農業協同組合法第11条の4第1項ただし書の規定により、関係書類を添えて、信用供与等限度額の超過の承認を申請します。

[略]

様式第1号の2（第1条の4関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(3) [略]

(4) 信用事業方法書を定めている組合にあつては、当該信用事業方法書の謄本及び当該信用事業方法書を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本

(5) [略]

[略]

様式第1号の3（第1条の4関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(3) [略]

(4) 信用事業方法書を定めている組合にあつては、当該信用事業方法書の謄本及び当該信用事業方法書を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本

(5) [略]

[略]

様式第1号の7（第1条の5関係）

[略]

農業協同組合法第11条の8第1項ただし書の規定により、関係書類を添えて、信用供与等限度額の超過の承認を申請します。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号の8中「第1条の6第7項で定める率（ /100）」を「第10条第8項で定める率（25/100）」に改める。

改正前	改正後
<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法第11条の7第1項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の承認を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法第11条の17第1項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の承認を申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第2号の2（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法第11条の7第3項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の変更の承認を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第2号の2（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法第11条の17第3項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の変更の承認を申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法第11条の7第3項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の変更の承認を申請します。</p>	<p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法第11条の17第3項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の変更の承認を申請します。</p>

類を添えて、共済規程の廃止の承認を申請します。

[略]

様式第3号の2（第2条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の7第4項の規定により、共済規程を変更したので、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

様式第4号（第4条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の23第1項の規定により、関係書類を添えて、信託規程の承認を申請します。

[略]

様式第5号（第4条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の23第3項の規定により、関係書類を添えて、信託規程の変更の承認を申請します。

[略]

様式第6号（第4条関係）

[略]

信託規程廃止承認申請書

農業協同組合法第11条の23第3項の規定により、関係書類を添えて、信託規程の廃止の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。ただし、合併により解散する農業協同組合が申請する場合にあっては、3及び4の書類は、添付を要しません。

- 1 廃止理由書
- 2 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- 4 最近の合計残高試算表
- 5 申請時の信託契約保有高及びその処理計画

[略]

様式第7号（第5条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の26の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申し立てます（申請します）。

[略]

様式第11号（第8条関係）

[略]

類を添えて、共済規程の廃止の承認を申請します。

[略]

様式第3号の2（第2条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の17第4項の規定により、共済規程を変更したので、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

様式第4号（第4条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の42第1項の規定により、関係書類を添えて、信託規程の承認を申請します。

[略]

様式第5号（第4条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の42第3項の規定により、関係書類を添えて、信託規程の変更の承認を申請します。

[略]

様式第6号（第4条関係）

[略]

信託規程変更（廃止）届

農業協同組合法第11条の42第4項の規定により、信託規程を変更（廃止）したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。

- 1 変更をした場合
  - (1) 変更に係る新旧条文の抄本
  - (2) 変更理由書
  - (3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 2 廃止をした場合
  - (1) 廃止理由書
  - (2) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

[略]

様式第7号（第5条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の45の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申し立てます（申請します）。

[略]

様式第11号（第8条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の29第1項の規定により、関係書類を添えて、宅地等供給事業実施規程の承認を申請します。

[略]

様式第12号（第8条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の29第3項の規定により、関係書類を添えて、宅地等供給事業実施規程の変更の承認を申請します。

[略]

様式第13号（第8条関係）

[略]

宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書

農業協同組合法第11条の29第3項の規定により、関係書類を添えて、宅地等供給事業実施規程の廃止の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。ただし、合併により解散する農業協同組合が申請する場合にあっては、3及び4の書類は、添付を要しません。

- 1 廃止理由書
- 2 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- 4 最近の合計残高試算表
- 5 申請時における宅地等供給事業の種類別の取扱残件数及び面積並びにその処理計画

[略]

様式第14号（第8条の2関係）

[略]

農業協同組合法第11条の32第1項の規定により、関係書類を添えて、農業経営規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(6) [略]

(7) 組合員の総数が、1,200人以下の場合にあっては正組合員の3分の2以上の同意を得たことを証する書類及び正組合員の書面同意書の謄本、1,200人を超える場合にあっては農業協同組合法第11条の31第7項の規定による公告又は通知をしたこと及び同条第8項の規定による反対の意思の通知がなかったことを証する書類

(8) [略]

農業協同組合法第11条の48第1項の規定により、関係書類を添えて、宅地等供給事業実施規程の承認を申請します。

[略]

様式第12号（第8条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の48第3項の規定により、関係書類を添えて、宅地等供給事業実施規程の変更の承認を申請します。

[略]

様式第13号（第8条関係）

[略]

宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届

農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、宅地等供給事業実施規程を変更（廃止）したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。

1 変更をした場合

- (1) 変更に係る新旧条文の抄本
- (2) 変更理由書
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

2 廃止をした場合

- (1) 廃止理由書
- (2) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

[略]

様式第14号（第8条の2関係）

[略]

農業協同組合法第11条の51第1項の規定により、関係書類を添えて、農業経営規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(6) [略]

(7) 組合員の総数が、1,200人以下の場合にあっては正組合員の3分の2以上の同意を得たことを証する書類及び正組合員の書面同意書の謄本、1,200人を超える場合にあっては農業協同組合法第11条の50第7項の規定による公告又は通知をしたこと及び同条第8項の規定による反対の意思の通知がなかったことを証する書類

(8) [略]

[略]

様式第15号（第8条の2関係）

[略]

農業協同組合法第11条の32第3項の規定により、関係書類を添えて、農業経営規程の変更の承認を申請します。

[略]

様式第16号（第8条の2関係）

[略]

農業経営規程廃止承認申請書

農業協同組合法第11条の32第3項の規定により、関係書類を添えて、農業経営規程の廃止の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。ただし、合併により解散する組合が申請する場合にあっては、(3)及び(4)の書類は、添付を要しません。

(1) 廃止理由書

(2) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

(3) 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(4) 直近の合計残高試算表

[略]

様式第19号（第10条関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～3 [略]

4 出資1口の金額が減額となる場合にあつては、農業協同組合法第49条第1項の規定による財産目録及び貸借対照表並びに同条第2項又は第3項及び同法第50条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

5～7 [略]

8 信用事業の全部の譲渡並びに共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転の場合にあつては、農業協同組合法第50条の2第5項及び第50条の4第4項の規定において準用する同法第49条第1項の規定による財産目録及び貸借対照表並びに同条第2項又は第3項及び同法第50条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

9 農業協同組合連合会が、その地区を地区とする他の農業協同組合連合会が現に行っている事業を新たに行

[略]

様式第15号（第8条の2関係）

[略]

農業協同組合法第11条の51第3項の規定により、関係書類を添えて、農業経営規程の変更の承認を申請します。

[略]

様式第16号（第8条の2関係）

[略]

農業経営規程変更（廃止）届

農業協同組合法第11条の51第4項の規定により、農業経営規程を変更（廃止）したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。

1 変更をした場合

(1) 変更に係る新旧条文の抄本

(2) 変更理由書

(3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

2 廃止をした場合

(1) 廃止理由書

(2) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

[略]

様式第19号（第10条関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～3 [略]

4 出資1口の金額が減額となる場合にあつては、農業協同組合法第49条第2項の規定による公告に係る計算書類並びに同項又は同条第3項及び同法第50条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

5～7 [略]

8 信用事業の全部の譲渡並びに共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転の場合にあつては、農業協同組合法第50条の2第5項及び第50条の4第4項の規定において準用する同法第49条第2項の規定による公告に係る計算書類並びに同項又は同条第3項及び同法第50条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

うこととなる場合にあっては、農業協同組合法第46条の2の規定による手続を終了したことを証する書類

[略]

様式第19号の3（第10条の2関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 [略]
- 2 信用事業の全部又は一部の譲渡を議決した総会又は総代会の議事録
- 3 [略]
- 4 農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
- 5 農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 6～8 [略]

[略]

様式第19号の4（第10条の2関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 [略]
- 2 信用事業の全部又は一部の譲受けを議決した総会又は総代会の議事録
- 3 [略]
- 4 農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
- 5 農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 6・6の2 [略]
- 7 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が当該譲受けにより子会社対象会社（農業協同組合法第11条の45第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第38条第1項第4号に掲げる書類

8～10 [略]

[略]

様式第21号（第12条関係）

[略]

様式第19号の3（第10条の2関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 [略]
- 2 信用事業の全部又は一部の譲渡を決議した総会又は総代会の議事録
- 3 [略]
- 4 農業協同組合法第50条の2第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項の規定による公告に係る計算書類
- 5 農業協同組合法第50条の2第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 6～8 [略]

[略]

様式第19号の4（第10条の2関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 [略]
- 2 信用事業の全部又は一部の譲受けを決議した総会又は総代会の議事録
- 3 [略]
- 4 農業協同組合法第50条の2第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項の規定による公告に係る計算書類
- 5 農業協同組合法第50条の2第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 6・6の2 [略]
- 7 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が当該譲受けにより子会社対象会社（農業協同組合法第11条の64第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第38条第1項第4号に掲げる書類

8～10 [略]

[略]

様式第21号（第12条関係）

[略]

備考1 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 解散理由書
- (2) 最近の財産目録及び貸借対照表（非出資組合  
にあつては、最近の財産目録）
- (3) 代表清算人の氏名、住所及び経歴の概要

2 共済事業を行う農業協同組合又は信託事業を行う  
農業協同組合が申請をしようとする場合にあつては  
、農業協同組合法施行細則第2条第3項又は第4条  
第3項の規定による手続を同時に行ってください。

[略]

様式第22号（第13条関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 [略]
- 2 合併を議決した総会又は総代会の議事録（農業協同  
組合法第65条の2第1項に該当する場合にあつては、  
総会又は総代会若しくは理事会（同法第30条の2第1  
項の規定に基づき経営管理委員会を置く組合にあつて  
は、経営管理委員会）の議事録）
- 3 [略]
- 4 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法  
第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借  
対照表
- 5 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法  
第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告の  
状況を記載した書類
- 6～12 [略]

[略]

様式第23号（第13条関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 [略]
- 2 合併を議決した総会又は総代会の議事録
- 3 [略]
- 4 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法  
第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借  
対照表
- 5 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法  
第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告の  
状況を記載した書類

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 解散理由書
- 2 最近の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつ  
ては、最近の財産目録）
- 3 代表清算人の氏名、住所及び経歴の概要

[略]

様式第22号（第13条関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 [略]
- 2 合併を決議した総会又は総代会の議事録（農業協同  
組合法第65条の2第1項に該当する場合にあつては、  
総会又は総代会若しくは理事会（同法第30条の2第1  
項の規定に基づき経営管理委員を置く組合にあつては  
、経営管理委員会）の議事録）
- 3 [略]
- 4 農業協同組合法第65条第4項において読み替えて準  
用する同法第49条第2項の規定による公告に係る計算  
書類
- 5 農業協同組合法第65条第4項において読み替えて準  
用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告  
及び催告の状況を記載した書類
- 6～12 [略]

[略]

様式第23号（第13条関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 [略]
- 2 合併を決議した総会又は総代会の議事録
- 3 [略]
- 4 農業協同組合法第65条第4項において読み替えて準  
用する同法第49条第2項の規定による公告に係る計算  
書類
- 5 農業協同組合法第65条第4項において読み替えて準  
用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告  
及び催告の状況を記載した書類

6～12 [略]

[略]

様式第24号（第14条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の7第1項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の承認を申請します。

[略]

様式第25号（第14条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の23第1項の規定により、関係書類を添えて、信託規程の承認を申請します。

[略]

様式第26号（第14条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の29第1項の規定により、関係書類を添えて、宅地等供給事業実施規程の承認を申請します。

[略]

様式第27号（第14条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の32第1項の規定により、関係書類を添えて、農業経営規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(6) [略]

(7) 組合員の総数が、1,200人以下の場合にあつては正組合員の3分の2以上の同意を得たことを証する書類及び正組合員の書面同意書の謄本、1,200人を超える場合にあつては農業協同組合法第11条の31第7項の規定による公告又は通知をしたこと及び同条第8項の規定による反対の意思の通知がなかったことを証する書類

(8) [略]

[略]

様式第28号（第15条関係）

[略]

定款を変更したので、農業協同組合法第72条の13第2項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

備考1 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 変更理由書

(2) 変更した定款の新旧条文の抄本

6～12 [略]

[略]

様式第24号（第14条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の17第1項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の承認を申請します。

[略]

様式第25号（第14条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の42第1項の規定により、関係書類を添えて、信託規程の承認を申請します。

[略]

様式第26号（第14条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の48第1項の規定により、関係書類を添えて、宅地等供給事業実施規程の承認を申請します。

[略]

様式第27号（第14条関係）

[略]

農業協同組合法第11条の51第1項の規定により、関係書類を添えて、農業経営規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(6) [略]

(7) 組合員の総数が、1,200人以下の場合にあつては正組合員の3分の2以上の同意を得たことを証する書類及び正組合員の書面同意書の謄本、1,200人を超える場合にあつては農業協同組合法第11条の50第7項の規定による公告又は通知をしたこと及び同条第8項の規定による反対の意思の通知がなかったことを証する書類

(8) [略]

[略]

様式第28号（第15条関係）

[略]

定款を変更したので、農業協同組合法第72条の29第2項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

備考1 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 変更理由書

(2) 変更した定款の新旧条文の抄本

(3) 総会の議事録の謄本又は抄本

2 括弧内は、定款の変更が農業協同組合法第75条の規定による登記すべき事項に係る場合のみ記載してください。

[略]

様式第29号 (第15条関係)

[略]

農事組合法人を設立したので、農業協同組合法第72条の16第4項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

様式第31号 (第15条関係)

[略]

農事組合法人を解散したので、農業協同組合法第72条の17第2項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

1・2 [略]

3 総会の議決による解散にあつては総会議事録の謄本、破産手続開始の決定による解散の場合にあつては破産手続開始決定裁判書の写し

4・5 [略]

[略]

様式第32号 (第15条関係)

[略]

農業協同組合法第72条の18第3項の規定により、農事組合法人を合併したので、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

様式第33号 (第15条関係)

[略]

農事組合法人組織変更届

農事組合法人を組織変更したので、農業協同組合法第73条の12の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

様式第34号 (第17条関係)

[略]

農業協同組合検査請求書

[略]

様式第35号 (第17条関係)

[略]

議決 (選挙、当選) 取消請求書

農業協同組合法第96条の規定に基づき、 農業

(3) 総会の議事録の謄本又は抄本

2 括弧内は、定款の変更が組合等登記令 (昭和39年政令第29号) 第3条の規定による登記すべき事項に係る場合のみ記載してください。

[略]

様式第29号 (第15条関係)

[略]

農事組合法人を設立したので、農業協同組合法第72条の32第4項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

様式第31号 (第15条関係)

[略]

農事組合法人を解散したので、農業協同組合法第72条の34第2項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

1・2 [略]

3 総会の決議による解散にあつては総会議事録の謄本、破産手続開始の決定による解散の場合にあつては破産手続開始決定裁判書の写し

4・5 [略]

[略]

様式第32号 (第15条関係)

[略]

農業協同組合法第72条の35第3項の規定により、農事組合法人を合併したので、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

様式第33号 (第15条の2関係)

[略]

出資組合 (出資農事組合法人) 組織変更届

出資組合 (出資農事組合法人)を組織変更したので、農業協同組合法第73条の10の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

[略]

様式第34号 (第17条関係)

[略]

検査請求書

[略]

様式第35号 (第17条関係)

[略]

決議 (選挙、当選) 取消請求書

農業協同組合法第96条の規定に基づき、 農業

協同組合の <u>議決</u> （選挙又は当選）の取消しを請求します。 [略]	協同組合の <u>決議</u> （選挙又は当選）の取消しを請求します。 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条の規定によりなおその効力を有することとされる農業協同組合中央会の会員による検査の請求及び議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求については、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則第17条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。